

平成26年 第3回沼田町議会臨時会 会議録

平成26年 6月27日(金)

午後 4時27分 開 会

1. 出席議員

議 長	9番	杉 本 邦 雄	議 員	1番	津 川 均	議 員
	2番	上 野 敏 夫	議 員	3番	高 田 勲	議 員
	4番	久 保 元 宏	議 員	5番	長 原 誠	議 員
	6番	鶉 野 範 之	議 員	7番	絵 内 勝 己	議 員
	8番	中 村 保 夫	議 員	10番	渡 辺 敏 昭	議 員

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名
町 長 金 平 嘉 則 君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

副町長	神 憲 彦 君	総務財政課長	栗 中 一 弘 君
政策推進室長	吉 田 憲 司 君	住民生活課長	浅 野 信 行 君
建設課長	中 野 栄 治 君	保健福祉課長	菅 原 秀 史 君
和風園園長	橋 英 則 君	旭寿園園長	谷 口 勲 君
会計管理者	黒 田 美 和 君		

5. 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教育長	生 沼 篤 司 君	次 長	篠 原 毅 君
-----	-----------	-----	---------

6. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長	三 浦 剛 君	書 記	吉 田 正 晴 君
------	---------	-----	-----------

7. 付議案件は次のとおり

(議件番号)	(件 名)
	会議録署名議員の指名
	会期の決定
議案第50号	沼田町社会福祉法人の助成に関する条例の全部改正について
議案第51号	沼田町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
議案第52号	平成26年度沼田町一般会計補正予算について

(開 会 宣 言)

○議長（杉本邦雄議長）ご苦勞様です。今臨時会におきまして、横山農業商工課長が出席できないということで連絡がありました。只今の出席議員数は10人です。定足数に達していますので、本日を以って招集されました平成26年第3回沼田町議会臨時会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

(会議録署名議員の指名)

○議長（杉本邦雄議長）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、5番、長原議員、6番、鵜野議員を指名致します。

(会期の決定)

○議長（杉本邦雄議長）日程第2、会期の決定についてを議題と致します。お諮り致します。本臨時会の会期は本日1日間に致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間に決しました。

(一 般 議 案)

○議長（杉本邦雄議長）日程第3。議案第50号。沼田町社会福祉法人の助成に関する条例の全部改正についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原秀史課長）議案第50号。沼田町社会福祉法人の助成に関する条例の全部改正について。沼田町社会福祉法人の助成に関する条例を提出する。平成26年6月27日提出、町長名です。

沼田町社会福祉法人の助成に関する条例。

沼田町社会福祉法人の助成に関する条例（昭和54年条例第13号）の全部を改正する。以下、条文の朗読は省略させていただきます。提案理由をご説明させていただきます。

この条例は、昭和54年4月1日に根拠法令であります、社会福祉事業法に準拠し、公布、施行されております。町が社会福祉法人に助成する場合の条例でございます。

ますが、町が社会福祉法人に対し交付した助成金が、助成の目的に沿い有効に達せられていることを確認、確保するための監督行為及び処分の制限についての条文化することと合わせて、文言の整理の方を行い全文を改正するものでございます。

以上提案理由とさせていただきます。宜しくご審議の程お願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第50号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第4。議案第51号。沼田町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。政策推進室長。
○政策推進室長（吉田憲司室長）議案第51号。沼田町過疎地域自立促進市町村計画の変更について。過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項により沼田町過疎地域自立促進市町村計画の一部を次のとおり変更する。平成26年6月27日提出、沼田町長名でございます。

提案理由を申し上げます。今回の過疎計画の変更につきましては、過疎債の活用にあたり、認定こども園の開設に伴う建設事業を行うため、新規事業として掲載する必要が生じたため、市町村計画に追加するものでございます。内容につきまして説明を申し上げます。

中段からの表をご覧くださいと思います。区分として5の高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の中で、(1)現状と問題点では児童福祉施設の末尾に次の通り加えます。「このような現状のなか、町立幼稚園と併用して保育園を利用する二十保育の解消やきめ細やかな保育・教育、延長保育、障がい児保育の受け入れ等といった子育て世帯における保育ニーズが多様化していることから、保育所と幼稚園の機能を一体化させ、幼保連携のもとで幼児教育の向上と保育環境の更なる充実を図っていくことを目的とした認定こども園の開設に向けた検討を行い、迅速かつ柔軟にニーズに対応できる施設整備並びにより充実した保育サービス等の提供が求めら

れています。」

次の頁に行きまして、(2) その対策主な施策の末尾に次のとおり加えます。「認定こども園の開設に向けた検討を図る。」もう一つが「多様化する保育ニーズに対応できる体制づくりを推進する。」(3) の計画に事業名に「(4)」を追加致します。事業名は「認定こども園」事業内容は、「沼田認定こども園整備事業実施計画、増改築工事、外構工事」となっております。事業主体は「社会福祉法人沼田保育園」でございます。

なお、今回の変更につきましては、沼田町過疎地域自立促進市町村計画の本文にあたることから過疎地域自立促進特別措置法第6条の規定に基づき、町議会の議決が必要になっているものでございます。また、北海道知事との事前協議につきましては整っておりますことをご報告申し上げます。

以上、議案説明と致します。宜しくご審議の程お願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑無しと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め討論を終結いたします。本案について採決致します。お諮り致します。議案第51号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第5。議案第52号。平成26年度沼田町一般会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（栗中一弘課長）議案第52号。平成26年度沼田町一般会計補正予算について。平成26年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成26年6月27日提出、沼田町長名でございます。

別冊、一般会計補正予算第2号1頁お開きをいただきたいと思います。

平成26年度沼田町一般会計補正予算第2号。平成26年度、沼田町の一般会計の補正予算第2号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、1,916万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、40億7,420万5千円と定める。2項省略をさせ

ていただきます。地方債の補正、第2条。地方債の追加は、第2表地方債補正による。平成26年6月27日提出、沼田町長名でございます。

6頁、をお開きを願いたいと思います。

歳出でございますが、3款民生費2項児童福祉費に5目認定こども園費を新たに目立てを致しまして、1,916万4千円を追加するものでございます。19節負担金補助及び交付金におきまして、認定こども園整備に係ります町負担の増築分の実施設計費用を社会福祉法人沼田保育園に補助金として予算措置するものであります。兼ねてより、就学前児童を有する子育て世帯において家族形態や就労形態の多様化により、幼児教育の複数年化、二重保育の解消など、住民ニーズの高まっております。私立認可保育園と町立幼稚園との幼保一元化に向け取り組んでまいりましたところ、沼田町認定こども園整備基本構想の策定及び基本設計が平成25年度に完了に至りました。これが、構想などに基きます社会福祉法人との協議が整いましたことから、国費補助事業であります子育て支援対策事業費補助金、安心子ども基金を活用し、社会福祉法人が事業主体となり認定こども園整備のための施設増築に係る建物の設計、外溝、測量、地質調査を含む基本設計費用を補正、補助するものであります。

今後予定している、実施設計を始めとした基本計画を含む総事業費の現時点での見込であります。2億5,375万8千円。このうち、国費補助金が基準額により3,751万2千円。補助率に換算致しますと、14.7%程となります。沼田町の補助金額が1億9,815万6千円。社会福祉法人の所有する既存施設の改築の自己負担、1,080万9千円となっております。増築が予定される施設の概要でございますが、園児の定員を20名と致しまして、玄関、4歳児、5歳児用保育室2室、多目的ホール、厨房、事務室、トイレ等延床面積456.6㎡を既存施設と渡り廊下でつなぐものでございまして、平成27年度の着工を予定し、平成28年4月の保育所型認定こども園として、事業運用開始を目指すものでございます。今補正予算の財源でございますが、建築部分、実施設計1,032万3千円に過疎債1,250万円を充当し、残る外溝、測量、地質調査については一般財源666万4千円にて対応するものでございます。今回の設計費に係ります補助費につきましては、本体工事費に対し加算として5%の2分の1が措置され、360万円程見込まれていますが、今補正予算には反映はされてございません。先程申し上げました総事業費の内訳には含んでございます。

歳入でございますが、11款地方交付税666万4千円を一般財源分と致しまして、22款町債1項町債6目民生債1節児童福祉債として1,250万円を過疎対策事業債を調達をし、財源とするものでございます。

2頁をお開きをいただきたいと思います。下段にございます。只今申し上げます

た地方債につきまして、第2表地方債の補正として、認定こども園整備事業債の限度額1,250万円を追加するものでございます。

以上申し上げます、提案説明とさせていただきます。ご審議の程宜しく願い申し上げます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。はい、高田議員。

○3番（高田勲議員）3番高田です。先立って認定こども園の件に関しては色々と質問をさせていただきましたので、まだ記憶が新しいんですが、25年の当初の予算では基本計画、実施設計がそれぞれ国、あるいは道の支出金と町の一般財源がそれぞれ5割、5割の配分になっていた。そしてまあ、議案50号で条例を整備して、議案51号で自立促進計画を見直したということは当然過疎債を絡めてくるんだらうなということ、予想が出来てこういう風になってきたんですけれども、町としてはあくまでもこの過疎債で行くのか、それとも可能であれば国の補助金、道の補助金なんかも合わせて、実施設計の部分だけで結構でございますので、それらも含めてこれから狙っていくのかとか、考えていくのか、その辺の考えをお伺いしたいという風に思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、総務財政課長。

○総務財政課長（栗中一弘課長）先程、ご説明申し上げましたように、今回の実施設計に關します補助金につきましては、本体建設時に5%の2分の1分が上乗せをして交付をされるということの制度ルールとなっております。

先般、25年度の予算の中では、予算措置の中で5割という補助の設定をさせていただいたところでございますけれども、予算編成時点におきまして、振興局に対しまして、補助事業の該当有無について問い合わせをして、補助金の対象になるという見解を得ていたところでございますけれども、今回、活用致します子ども安心基金につきましては、空知管内では利用は初めてだったということと、当時の振興局の担当者も通常ベース、まあ補助事業であれば2分の1といった認識の中で想定をした中でのやり取りのような状況でありました。

その後、確認を致しまして、先程申し上げました本体工事建設自時に対し、上積みされる制度ということで確認をしたところでございます。そのようなことでご理解を賜りたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑が内容ですので、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第52号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

（閉 会 宣 言）

○議長（杉本邦雄議長） 以上で本臨時会に付議された案件は全て終了致しました。これにて平成26年第3回沼田町議会臨時会を閉会致します。大変ご苦勞様でした。

16時42分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員